

2026 年 7 月 10 日

学生の皆さんへ

学生部長

第 20 回アジア競技大会・第 5 回アジアパラ競技大会への参加にかかる 授業欠席への対応について（一部追加）

2026 年 4 月 1 日付文書にて、第 20 回アジア競技大会・第 5 回アジアパラ競技大会への参加およびボランティア活動への参加にかかる授業欠席への対応についてお知らせしました。しかしながら、同大会において、様々な形で大会に関わる学生がいることがわかりました。そこで、下記のとおり追加の対応方針を定めました。該当すると思われる方は、期日までに関連資料を持参して学生課にお申し出ください。

なお、下記に該当しないボランティア活動として参加する場合は、従来どおり、その授業欠席にかかる特別の配慮は行わないので、充分に注意してください。

記

■「選手」または「指導者」ではないが大会関係者として参加する場合

→以下の条件を満たす場合は、「課外活動による欠席に対する特別配慮（特認）申請」の対象とすることがある。

条件①： 大会における役員や競技の技術役員等として「公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会」から本人または本学学長宛に、派遣要請の依頼状が発行される場合

条件②： 2026 年 8 月 28 日までに学生課に申し出た場合

※ただし、「ボランティア」や「アルバイト」としての参加は対象外です。

※学生課へ相談する際には、依頼状のほか参考となる資料を一式持参してください。

資料が不十分で身分が確認できない場合は、対象外となります。

※特認制度は、授業担当教員に対し特別配慮を文書にて行うものであり、欠席が出席扱いになるものではありません。欠席の特別配慮を受けられるかどうかは、各授業担当者の判断となります。また Q 3 の授業登録確定後に正式な手続きが行われるため、担当教員への文書の配付が事後となる場合もありますので、事前に担当教員への相談も行うようにしてください。

以上

<問い合わせ先>

学生課課外支援係（C 棟 2 階）

052-832-3118 kagai-shien@nanzan-u. ac. jp